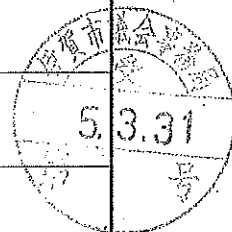


伊賀市議会行政視察報告書

伊賀市議会議長 様		報告者	西田 方計	
参加者名	福岡 正康 、 宮崎 栄樹 、 西田 方計 (3名)			
①	視察日時	10月19日13時30分～	視察先	いなべ市役所
	視察事項	集落支援員制度の活用とその活動内容の実際について		
②	視察日時	月 日 時 分	視察先	
	視察事項			
③	視察日時	月 日 時 分	視察先	
	視察事項			
【視察の成果】				
<p>・伊賀市において一部過疎と指定された地域（旧烏ヶ原村、旧大山田村、旧阿山町、旧青山町）を中心に検討中の、総務省「集落支援員制度」の活用方策を探ることができた。</p> <p>・具体的には、集落支援員が地域との連携を通じて、地域と行政をつなぐ役割を明確にし、いなべ市内の様々な分野において専門性を活かすために活動していることがわかった。</p> <p>・そのため、それぞれの担当部課が、集落支援員の趣旨をふまえ募集を行い会計年度採用職員として採用し、その活動内容を把握・管理している。</p> <p>・さらに担当部課を統括する形で企画部政策課が、全庁横断的にこの集落支援員制度を後押ししながら、地域からの細かな情報を収集し、行政の施策や取り組みに反映させている。</p> <p>・伊賀市にとって、このやり方が良いとは限らないが、参考になるため、地域連携部等との情報共有を図ることが、伊賀市全体の利益につながると考えられる。</p>				
費用	旅費：	1340 円	研修参加費：	0円
			合計：	1340 円



#NAME?

旅程明細書

No.

旅行者	所属	伊賀市議会	氏名	西田 方計
用務名(目的・場所)	いなべ市行政視察			
	いなべ市役所			
用務従事期間 (時間)	従事 月日	10 月 19 日	従事 時間	13:30~
		月 日		~
		月 日		~

出張 月日	出発地 (出発箇所)	交通 用具	到着地 (到着箇所)	鉄道賃・船賃・航空賃・車賃			小計	日当	宿泊料	夕食代	朝食代	有料道路 通行料
				路程 km	運賃 円	急行料金 円						
10月19日	伊賀市	自家用車	いなべ市		自家用車提供者へ別 途車賃支出		円	円	円	円		670円
	いなべ市	自家用車	伊賀市									670円
計							円	円	円	円	円	円
							合計	1,340 円				

2人で行ったため、有料道路通行料を2人で折半

伊賀市議会政務活動費明細書

伊賀市議会議長 様

報告者
議員名

西田方計

支出項目

調査研究費・研修費・広報費・広聴費・会議費・資料作成費・資料購入費
人件費・事務所費

(該当項目に○をつけて下さい)

内 容

日付	明細	領収書等の 金額 (円)	按分率	金額 (円)
10/19	有料道路通行料 亀山～大安	1340	1/2	670
/	"/ 大安～亀山	1340	1/2	670
/				
/				
/				
/				
/				
/				
計				1340 円

領収書等添付用紙

議員名

西田方計

調査研究費・研修費・広報費・広聴費・会議費・資料作成費・資料購入費
人件費・事務所費

(該当項目に○をつけてください。)

領収証原本は福岡議員の領収証に添付

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 大 安

お問い合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用になれないお客さまは
TEL 052-223-0333 (有料)

22年10月19日11時45分

車種 普通

通行料金 ¥1,340-
(現金)

—入口料金所— 亀山

ETC利用は請求額が変わる場合があります

通行料金は、消費税率10%対象です

中日本高速道路株式会社

愛知県名古屋市中区錦2-18-19

取扱番号204-00231108-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 亀山

お問い合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用になれないお客さまは
TEL 052-223-0333 (有料)

22年10月19日17時06分

車種 普通

通行料金 ¥1,340-
(現金)

—入口料金所— 大安

ETC利用は請求額が変わる場合があります

通行料金は、消費税率10%対象です

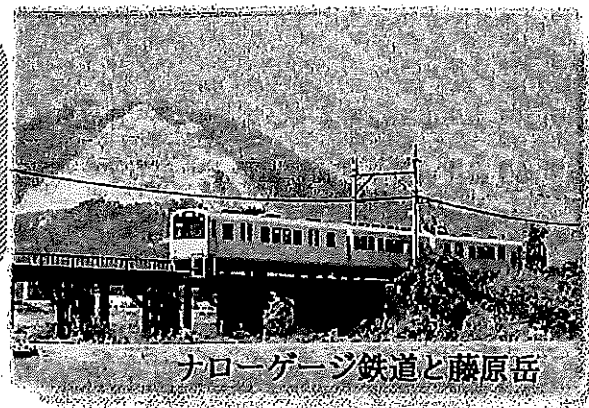
中日本高速道路株式会社

愛知県名古屋市中区錦2-18-19

取扱番号213-00091625-00

日 時
令和4年10月19日(水)
午前13時30分から

場 所
いなべ市役所 議会棟 第2委員会室



伊賀市議会 様 行政視察

～ ようこそ いきいき笑顔応援のまち いなべ市へ ～

◆◆◆ 本日の進行予定 ◆◆◆

1 あいさつ

2 研 修

集落支援員制度について

3 施設見学

- ・ 議場
- ・ 行政棟
- ・ にぎわいの森

伊賀市議会行政視察報告書

伊賀市議会議長 様		報告者	議員名 西田 方計	
参加者名	福岡 正康 、 森中 秀哲 、 西田 方計 (3名)			
①	視察日時	1月31日10時～	視察先	丹波篠山市役所4F
	視察事項	避難行動要支援者個別避難計画の策定方法と活用について		
②	視察日時	月 日 時 分	視察先	
	視察事項			
③	視察日時	月 日 時 分	視察先	
	視察事項			
【視察の成果】				
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時個別避難計画（災害時ケアプラン）の作成については、伊賀市においても懸案事項であり、丹波篠山市の作成プロセスを学ぶことができた。 ・丹波篠山市の保健福祉部長寿福祉課と市民生活部市民安全課が情報共有し、目的を一にして取り組んでいることが秘訣の一つであることを学ぶことができた。 ・災害対策法ならびに兵庫県の防災減災推進条例（H29）を受けた県の支援を受けた取り組みでもあることも県と市の連携という点でよいと思われる。 ・福祉現場の専門職であるケアマネージャーや民生委員児童委員、また社会福祉協議会関係者が連携し、良好な関係をもって該当者やその家族と話し合いを進めていることがわかった。 ・「課題整理表（エコマップ）」がユニークであり、個別支援会議での検討もしやすく工夫されている。 ・本人や家族、また小回りの利く近所の方がケアマネージャー等と一緒に避難方法を練習してみることで、地域力が高まっている様子がわかった。 ・すべての人に、ケアプラン作成をめざすことより、優先順位でできるところから、また、自治会メンバー勢ぞろいではなくても「近所」でできるところからやればいい。 ・自助、共助、公助とよく言われるが、「近助（近所）」が2番目に入るとするのは、関心の低い住民にもわかりやすいフレーズの説明であると思った。 				
費用	旅費：16,980円 研修参加費： 0円 合計：16,980円			



旅程明細書

No.

旅行者	所属	伊賀市議会	氏名	西田 方計
用務名(目的・場所)	兵庫県丹波篠山市「避難行動要支援者個別避難計画の策定方法と活用について」 兵庫県丹波篠山市役所			
用務従事期間 (時間)	従事 月日	1 月 31 日	従事 時間	10:00~12:00
		月 日		~
		月 日		~

出張 月日	出発地 (出発箇所)	交通 用具	到着地 (到着箇所)	鉄道賃・船賃・航空賃・車賃			小計	日当	宿泊料	夕食代	朝食代	
				路程	運賃	急行料金						
				km	円	円	円	円	円	円	円	
1月30日	新堂	JR	加茂	34.8	2,640		2,640					
	加茂	JR	天王寺	50.5								
	天王寺	JR	大阪	10.7								
	大阪	JR	篠山口	66.1								
	篠山口駅	バス	春日神社前		300		300	7,000	1,700	900		
1月31日	春日神社前	バス	篠山口駅		300		300					
	篠山口	JR	大阪	66.1	2,640		2,640					
	大阪	JR	天王寺	10.7								
	天王寺	JR	加茂	50.5								
	加茂	JR	新堂	34.8					1,500			
計							円	円	円	円	円	
							5,880	1,500	7,000	1,700	900	
							合計	16,980				円

※ 出発時刻が午前6時以前になるため、前泊計上

領収書等添付用紙	議員名	西田 方計
調査研究費・研修費・広報費・広聴費・会議費・資料作成費・資料購入費 人件費・事務所費 (該当項目に〇をつけてください。)		

領収証

西田 方計 様

金額	4	7	0	0	0	取入
----	---	---	---	---	---	----

内訳 但 宿泊代

現金 25年 1月30日 上記正に領収いたしました

小切手

手形

消費税額等 (%)

〒730 兵庫県丹波篠山市北新町123番地
 篠山観光ホテル株式会社
 代表取締役 田村 政子
 TEL 079-552-5200

印紙

* 金庫代金子可

三重県伊賀市議会 行政視察次第

■日時：令和5年1月31日（火）午前10時から

■場所：丹波篠山市役所 4階 議員協議会室

1. 開会

2. あいさつ

3. 出席者の紹介

4. 視察内容

・避難行動要支援者個別避難計画の策定方法と活用について

5. 質疑応答

6. 閉会

(丹波篠山市出席者)

保健福祉部

長寿福祉課 次長

中野 朗

課長

松本ゆかり

市民生活部

市民安全課 係長

森本 良太

議会事務局

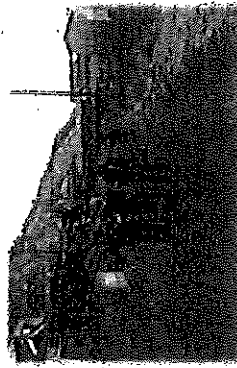
主査

太野垣 陽平

伊賀市視察投影用
(R5年1月31日)

誰ひとり取り残さない・誰ひとり取り残されない 防災

～災害時個別避難計画(災害時ケアプラン)の策定方法と活用について～



丹波篠山市
保健福祉部
市民生活部
長寿福祉課
市民安全課

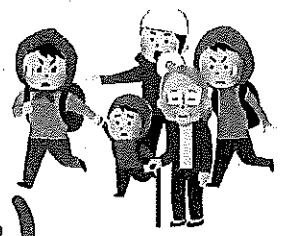
② 課題整理表 (エコマップ) の作成

ケアマネジャー等が本人・家族への聞き取りをしながら、平常時の暮らしと災害に対する本人の力や災害への備え（自助）や避難行動のためにして欲しい（互助）内容をまとめた表を作成

<p>例② 和いす</p> <p>心身の状況・生活の状況、 家族・地域・サトシとどのつながり</p>	<p>心身や生活の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脳梗塞後は右半身が動きづらく、室内なら取っ払いすいで移動可 ・取っ払いすいへ乗り移りは自力可能、操作も自分で可能だが、屋外は1人で出たことがない ・言葉が出にくく、とつぎに決めて動きにくい ・入浴はダイソービスで利用している ・排便は、取っ払いすいを使って自分でトイレでしている ・薬は、毎朝1回自分で服用している ・掃除と買物はヘルパーがしてくれる ・調理や洗濯はゆっくりがやっている <p>家族</p> <ul style="list-style-type: none"> ・84歳の妻ととの二人暮らし ・妻は、腰と膝が悪く、移動には歩行器が離せないし、健忘で旗の前で話さないと閉二交代 ・長女は市内在住 孫の守に忙しい 週末のみ帰省 <p>近隣・友人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員さん、月1回声かけに来てくれる ・ダイソービスで知り合った友人が、時々電話してくれる ・老人会の集まりなどには、病気でから参加していない <p>介護・医療サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月1回 H医師の往診 ・月・水・金 △ダイソービス利用 ・火・木 ○ヘルパー利用 ・月1回 Sケアマネジャー訪問 ・玄関先のスロープと取っ払いすいをレンタルしている ・緊急通報システムを設置している 	<p>平常時</p>	<p>災害発生時</p> <p>第1避難所 ◎◎公民館まで200m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妻も娘や近所の人に電話することはできない。 ・家具は倒れないようにに固定できている。 ・見守り台帳に登録しており、2軒と成りの人が支援者 ・伝えに来てくれれば、妻と玄関までは行ける。 ・避難袋に数日分の水・食料を入れておいて、重いので持ち運びできない。 ・妻と携帯電話はいつも食卓の上に置いておく 	<p>避難するのに困ること</p> <p>支援を要して欲しいこと・その方法</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 聞こえにくいので、避難の情報を伝えに来てほしい。 ② 外に出るには玄関の段差があり、妻だけでは出で行けないので手伝って欲しい。 ③ 屋外も平らなところなら車椅子を動かせるが、右麻痺の為、右に傾き、まっすぐに行けないので手伝って欲しい。 ④ 非常袋を持ち出せないなので手伝って欲しい。 ⑤ 妻のことも手伝ってやってほしい。
--	--	------------	--	--

篠山福男
85歳

さいがいじ ひなん むずか かつ
 災害時にひとりで避難することが難しい方へ



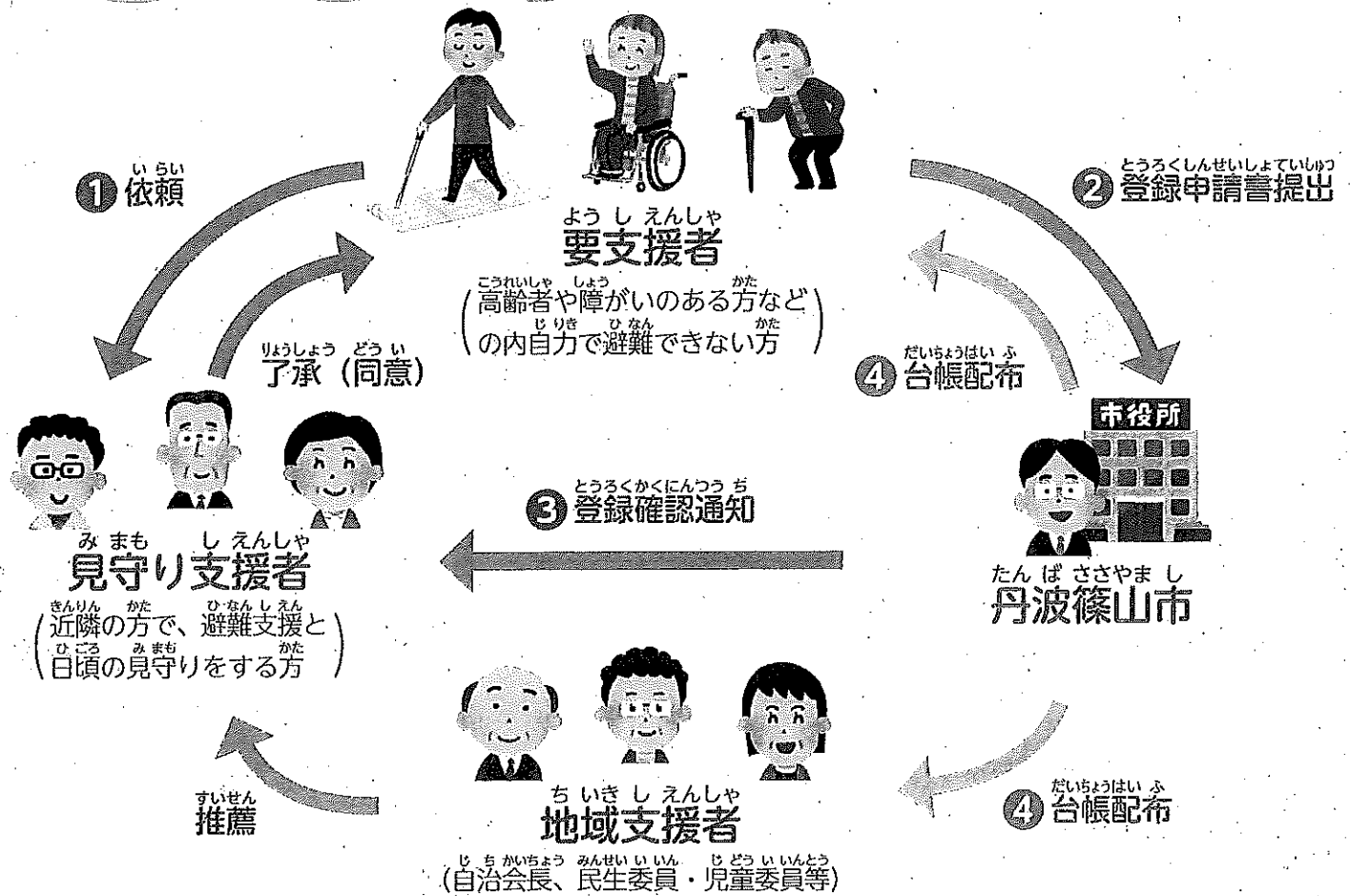
みまも だいちょう だいちょう とうろく
 「見守り台帳」に登録ください

「見守り台帳」は、高齢者や障がいのある方など、災害時にひとりで避難することが難しい方（避難行動要支援者。以下「要支援者」といいます）への避難支援を行うため、具体的な避難支援の方法などを記した台帳のことです。

台帳は、要支援者が必要とする支援の内容と、避難支援を行う「見守り支援者」を登録し、災害時に活用できるように自治会長さんや民生委員・児童委員さんが保管します。

被害を最小限に抑えるには、日頃から顔の見える関係をつくっておくことが大切です。

みまも だいちょう とうろく なが
 見守り台帳の登録までの流れ



① できるだけ近くにお住いの方に見守り支援者になってもらえるように依頼し、了承を得てから、登録申請書に記入してください（見守り支援者が見つからない場合は、自治会長さん又は民生委員・児童委員さんに相談してください）。

② 市に登録申請書を提出してください。

③ 市から見守り支援者へ、了承されているかの確認を行います。

④ 市は台帳に登録し、要支援者本人、地域支援者へ台帳を配布します。